

愛媛県の最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明

平成30年7月26日、中央最低賃金審議会は、厚生労働大臣に対し、平成30年度地域別最低賃金額改定の目安について答申を行い、愛媛県の引上げ額の目安を時間額23円（A～Dランクのうち最低のDランク）とした。

そして、同年8月6日、愛媛地方最低賃金審議会は、愛媛労働局長に対し、愛媛県地域別最低賃金時間額について、中央最低賃金審議会が示した目安額より2円高い25円引上げ764円とする旨の答申を行い、愛媛労働局長は、同内容に改定する決定をした。

愛媛県の地域別最低賃金時間額は、前年度比で、平成28年度が21円、平成29年度が22円、平成30年度が25円の各々増額となっている。3年連続で、20円以上の引上げとなったことは、愛媛県内における労働者の生活状況の改善、貧困問題の解消等に一定程度資するものと評価できる。

しかし、労働者が最低賃金でフルタイム（1日8時間、週40時間、年間52週）働いたとしても、年収で約158万9000円、月収にすると約13万2000円にしかない。これは、いわゆるワーキングプア水準と呼ばれる年収200万円をはるかに下回っている。

我が国の最低賃金制度は、労働者の賃金最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、労働者の生活の安定、労働力の質的向上に資すること等を目的として定められている（最低賃金法第1条参照）。

ところが、現状の最低賃金が保障されたとしても、労働者の生活の安定、労働力の質的向上につながるものではなく、この最低賃金の引上げは、はなはだ不十分なものである。

また、厚生労働省作成の「平成28年国民生活基礎調査の概況」では、日本の相対的貧困率の年次推移は、平成21年が16.0%、平成24年が16.1%、平

成27年が15.7%となっており、高水準に留まったままである。これは、6から7人に一人が貧困線の年収122万円を下回った生活を送っている状況が改善されていないことを示している。

働いているにもかかわらず貧困状態にあるのは、最低賃金付近での労働を余儀なくされているからであり、最低賃金が低水準に抑えられていることが大きな要因である。ワーキングプアの救済を始め、貧困問題の解消のためには、最低賃金の迅速かつ大幅な引上げが必要である。

日本国内における最低賃金の格差問題も深刻である。愛媛県は、全国最高額である東京都（985円）と比べて221円も低い。また、両者の差は、平成20年度で135円しかなかったものが、平成28年度は215円、平成29年度は219円、そして、平成30年度は221円と年々拡大している。

地方では、賃金が高い都市部での就労を求めて若者が地元を離れてしまう傾向が強く、人口減少、労働力不足が深刻化している。労働力の流出を食い止め、地域経済を活性化させるためにも、最低賃金の地域間格差の縮小が不可欠である。

当会は、上記の状況を踏まえ、勤労者の健康で文化的な生活を確保するため、そして愛媛県の地域経済の健全な発展を促すため、愛媛地方最低賃金審議会に対して、本年度の愛媛の最低賃金額決定に際し、中央最低賃金審議会の答申に過度に縛られることなく思い切った最低賃金額引上げを要望するものである。

2019年（令和元年）7月17日

愛媛弁護士会

会長 丸山 征寿